(参考) 平成 28 年度 特定教育・保育施設等利用者負担額表 (保育認定)

階層	子どもが属する世帯の状況			(月額、単位: 保育標準時間認定 保育短時間認定							
区分				3歳未満児	3歲児	4歲児	5歳児	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支 受給世帯			0	0	0	0	0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28 年4月から8月までの間にあっては平成27年度分) の市町村民税が非課税である世帯		左記の世帯のうちひとり親世帯及 び在宅障がい児(者)のいる世帯 (以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0	0	0	0	0
			左記のうち上記以外の世帯	2,000 (1,000)	1,500 (750)	1,500 (750)	700 (350)	2,000 (1,000)	1,500 (750)	1,500 (750)	700 (350)
第3	同一世帯の保護者等全員の平 年4月から8月までの間にあって	は平成27年度分)	ひとり親世帯等	4,050 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	1,600 (0)	4,000 (0)	3,450 (0)	3,450 (0)	1,550 (0)
<i>3</i> 10	の市町村民税が課税されている 全員の市町村民税の所得割が		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	3,200 (1,600)	8,000 (4,000)	6,900 (3,450)	€,900 (3,450)	3,100 (1,550)
第4		46,000円未満	ひとり親世帯等	5,050 (0)	4,550 (0)	4,550 (0)	2,100 (0)	5,000 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)	2,050 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	9,100 (4,550)	9,100 (4,550)	4,200 (2,100)	10,000 (5,000)	9,000 (4,500)	9,000 (4,500)	4,100 (2,050)
		46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,900 (0)	5,200 (0)	5,200 (0)	2,400 (0)	5,850 (0)	5,150 (0)	5,150 (0)	2,350 (0)
第5			左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	10,400 (5,200)	10,400 (5,200)	4,800 (2,400)	11,700 (5,850)	10,300 (5,150)	10,300 (5,150)	4,700 (2,350)
***		48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	6,750 (0)	6,250 (0)	2,750 (0)	6,900 (0)	6,650 (0)	6,150 (0)	2,650 (0)
第6			左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	13,500 (6,750)	12,500 (6,250)	5,500 (2,750)	13,800 (6,900)	13,300 (6,650)	12,300 (6,150)	5,300 (2,650)
		50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,850 (0)	7,600 (0)	7,050 (0)	3,100 (0)	7,750 (0)	7,500 (0)	6,950 (0)	3,000 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	15,200 (7,600)	14,100 (7,050)	6,200 (3,100)	15,500 (7,750)	15,000 (7,500)	13,900 (6,950)	6,000 (3,000)
第8		8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,150 (0)	8,750 (0)	8,100 (0)	3,550 (0)	9,050 (0)	8,650 (0)	000,8 (0)	3,450 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	17,500 (8,750)	16,200 (8,100)	7,100 (3,550)	18,100 (9,050)	17,300 (8,650)	16,000 (8,000)	6,900 (3,450)
		8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	9,150 (0)	8,750 (0)	8,100 (0)	3,550 (0)	9,050 (0)	8,650 (0)	8,000 (0)	3,450 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	17,500 (8,750)	16,200 (8,100)	7,100 (3,550)	18,100 (9,050)	17,300 (8,650)	16,000 (8,000)	6,900 (3,450)
第9	 同一世帯の保護者等全員の平	77,101円未満 から	ひとり親世帯等	10,750 (0)	9,850 (0)	9,050 (0)	3,950 (0)	10,650 (0)	9,750 (0)	8,950 (0)	3,850 (0)
M12	成28年度分(平成28年4月から 8月までの間にあっては平成27		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	19,700 (9,850)	18,100 (9,050)	7,900 (3,950)	21,300 (10,650)	19,500 (9,750)	17,900 (8,950)	7,700 (3,850)
第10	年度分)の市町村民税の所得 割の額の合計額が右欄の範囲	77,101円以上 79,000円未満		21,500 (10,750)	19,700 (9,850)	18,100 (9,050)	8,700 (4,350)	21,300 (10,650)	19,500 (9,750)	17,900 (8,950)	8,100 (4,050)
第11	内の世帯	79,000円以上 97,000円未満		24,900 (12,450)	23,500 (11,750)	20,100 (10,050)	9,500 (4,750)	24,700 (12,350)	23,300 (11,650)	19,900 (9,950)	8,500 (4,250)
第12		97,000円以上 115,000円未満		28,300 (14,150)	24,600 (12,300)	20,600 (10,300)	10,300 (5,150)	27,900 (13,950)	24,200 (12,100)	20,200 (10,100)	9,000 (4,500)
第13		115,000円以上 133,000円未満		32,700 (16,350)	26,900 (13,450)	22,100 (11,050)	11,100 (5,550)	32,300 (16,150)	26,500 (13,250)	21,700 (10,850)	9,700 (4,850)
第14		133,000円以上 169,000円未満		39,400 (19,700)	31,000 (15,500)	25,000 (12,500)	12,600 (6,300)	39,000 (19,500)	30,600 (15,300)	24,600 (12,300)	9,900 (4,950)
第15		169,000円以上 211,201円未満		45,100 (22,550)	32,700 (16,350)	26,400 (13,200)	12,900 (6,450)	44,500 (22,250)	32,100 (16,050)	25,800 (12,900)	10,100 (5,050)
第16		211,201円以上 217,000円未満		45,100 (22,550)	32,700 (16,350)	26,400 (13,200)	13,300 (6,650)	44,500 (22,250)	32,100 (16,050)	25,800 (12,900)	10,300 (5,150)
第17	217,000円以上 256		,000円未満 .	50,700 (25,350)	36,300 (18,150)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	50,100 (25,050)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
第18		256,000円以上 301,000円未満		53,000 (26,500)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	52,400 (26,200)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
第19		301,000円以上 358,000円未満		59,200 (29,600)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	58,600 (29,300)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
第20		358,000円以上 397,000円未満		61,700 (30,850) 65,900	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	61,100 (30,550)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
第21		397,000円以上 432	97,000円以上 432,901円未満		36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	65,300 (32,650)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
第22		432,901円以上 536,000円未満		65,900 (32,950)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	65,300 (32,650)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
第23		536,000円以上		70,600 (35,300)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	70,000 (35,000)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)

- 備考 1 保護者等とは、子どもと同一の世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(当該世帯において最多の収入を得ているものに限り ます。)をいいます。
- ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用い
- るものとします。
- 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税中音をされていない方なと課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第 23 階層とします。 4 3歳未満児、3歳児、4歳児、5歳児の区分は、平成28年4月1日における年齢によるものとします。 5 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の表中の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の()内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。詳しくは9ページ「2人以上のこどもが保育施設等を利用している場合の保育料の軽減」をご覧ください。 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。 7 在宅障がい児(者)のいる世帯とは、次に掲げる男(含分 が現に在宅している世帯をいいます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けた者
- ②療育手帳の交付を受けた者 ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当の支給対象児